

株式会社フェアワーク 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社フェアワークと称し、英文では FairWork Inc. と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. メンタルヘルス対策支援事業及びEAP（従業員支援プログラム）
2. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
3. 心理検査・カウンセリングの受託及びカウンセリングルームの運営
4. 健康診断の補助・企画・運営・保健指導などの健康増進事業
5. 訪問介護ステーション・有料老人ホームや高齢者住宅等の運営及び介護サービス事業
6. 医薬品・高額医療機器・衛生材料の販売、賃貸及び管理
7. 薬局の経営
8. 給食やリネンサービス業務の受託及び管理
9. 病医院経営への助言、診療報酬請求事務並びに経理事務の受託
10. 病医院職員の福利厚生活動の企画及び代行
11. 医療施設の維持・保守・管理
12. 病医院の防災・警備・清掃・自動車運転・駐車場管理
13. 病医院の託児所・食堂・売店等の経営
14. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第 12 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 12 条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当

会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 14 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 17 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場

合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 18 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 19 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び代表取締役

（員数）

第 20 条 当会社の取締役は 1 名以上とする。

（選任及び解任の方法）

第 21 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。
- 3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の決議をもって行う。

（任期）

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社に取り締役を複数置く場合には、代表取締役社長 1 名を置き、取締役の互選により定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 26 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 28 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から 2020 年 8 月 31 日までとする。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

2020年8月1日

東京都中央区月島一丁目13番6号 ウェルネス月島3階

株式会社フェアワーク 代表取締役社長 吉田健一

